

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和5年度	次回見直し予定	令和10年度
条 例 名	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例				
条 例 番 号	平成25年神奈川県条例第11号	法 規 集	第6編第1章第6節		
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課				
条 例 の 概 要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも必 要な条例 か。 ）	本条例は、法により条例で定めることとされている障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めており、必要な条例である。			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例に基づき、障害福祉サービス事業者の指導監督を行っており、適切な障害福祉サービスの提供を確保するため、有効に機能している。			【事業所数】 622事業所 (令和5年3月)
	効率性 （ 現行の内 容で効率的 といえるか。 ）	本条例で定める障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準は、明確かつ限定的であり、他法令と重複しておらず効率的である。			
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方針 に適合して いるか。 ）	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画の「IV健康・福祉」の「障がい者が地域で安心してくらするしくみづくり」及び「第6期神奈川県障がい福祉計画」の基本的視点である「ウ 障がい者の地域生活を支える支援の充実」に沿ったものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法令 に抵触しな いか。 ）	本条例は、法に基づき主務省令に定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。令和3年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っているため、現行の内容で有効に機能しており、憲法、法令等に抵触しないものである。			
	その他	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準が一部改正され、令和6年4月1日に施行されるため、所要の改正を行う。			
見 直 し	<ol style="list-style-type: none"> 1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 			理 由 等	
				条例の運用上の課題は見受けられないため。	

結	4 改正及び運用の改善等を検討する。	
果	5 廃止を検討する。	